

# 回 覧

令和3年9月28日

塩沢地域広域協定  
構成集落・組織の構成員の皆様へ

塩沢地域広域協定運営委員会長

多面的機能支払交付金事業にかかる塩沢地域広域協定運営委員会規則の別表「塩沢地域広域管理協定 統一単価規程」変更のお知らせと同事業における除草剤の散布について（通知）

中秋の候、皆様ご清祥のこととお喜び申し上げます。

令和3年6月25日開催の第2回運営委員会にて標記の運営委員会規則の別表を改正しましたので、お知らせします。主な改正点は1時間当たりの日当単価を規定の1,000円から下げることができる旨の一文を追加したことと機械等借上げ単価に土地の借地料と背負い式動力噴霧器を追加したことです。詳しい内容についてお知りになりたい場合は多面的事業の塩沢地域広域協定各集落・組織の代表・副代表か下記の連絡・問合せ先へご連絡ください。

除草剤散布については多面的機能支払交付金制度では原則使用を禁じています。しかし昨年度から除草剤散布箇所での共同施設（水路や農道等）補修が4か所ほどあり、今年度だけで金額にして160万円ほどの交付金が投入されています。除草剤を散布すると草の根が枯れてしまい土と土のくっつき合う力が弱まり、少しの雨で崩れやすくなってしまいます。現に今回崩落した農道の法面はフワフワの状態です。7月に発生した違法な残土盛土による熱海市の土石流のように崩落しやすい原因を作ってしまいます。このように田圃の畔や農道の路肩など傾斜のある法面などに散布したため崩壊し、復旧に多額の交付金を投入する結果となっています。当協定では外来植物の駆除やフェンス際で、草刈機の刃が接触し危険と思われる箇所しか除草剤散布を認めていません。今後、除草剤散布が原因で破損したと思われる箇所については、補修費に多面的機能支払交付金を充当することは差し控えたいと思います（草刈作業に係る日当については集落・組織の取り決めにより対象にできます）。万一、除草剤散布が原因で破損したことが明らかな場合は、原因者負担或いは集落・組織負担での復旧をお願いすることとしますので、本事業の主旨をご理解いただき、各構成員の皆様におかれては十分注意していただくよう、お願いします。

連絡・問い合わせ先

多面的機能支払事業

塩沢地域広域協定事務局

（塩沢 608-1 塩沢公民館内 1F）

☎775-7083 FAX782-0974